

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（11月）

P.4 チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～

経営力向上計画策定について（流山工業団地協同組合）

P.6 全国先進組合事例

組合が育てる「印刷会社の新入社員」（愛知県印刷工業組合）

P.7 組合Q&A

組合員が1人となった組合の存続について他／組合士検定にチャレンジ!!

P.8 シリーズ「躍進企業」

武田紙器株式会社（柏市工業団地協同組合）

P.10 景 況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（9月期）

P.12 中央会だより

第70回中小企業団体全国大会開催

P.13 ご案内

経営革新計画の策定支援について
消費税の軽減税率制度が実施されます！

P.15 インフォメーション

東京2020オリンピック・パラリンピック 千葉県都市ボランティア募集のお知らせ
平成30年度小規模企業共済制度及び
経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）について



2018
No.639

11

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（11月）

平成30年10月16日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
11/ 2	金	新連携・経営革新促進事業（中小企業連携促進県大会） 対象：千葉県異業種交流融合化協議会、会員組合役員等	工業連携支援部 ☎043・306・2427
11/12	月	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284
11/14	水	組合等新分野開拓支援事業 対象：協同組合シー・ソフトウェア	工業連携支援部
11/26	月	連携組織活性化研究会 対象：千葉県解体工事業協同組合	工業連携支援部
11/27	火	連携組織活性化研究会 対象：船橋総合卸商業団地組合	商業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
11/ 7	水	ふさの国 商い未来塾（第9回） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
11/14	水	ふさの国 商い未来塾（第10回） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
11/ 5	月	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 組合活性化策等検討会	経営支援部 ☎043・306・3282
11/ 9	金	平成30年度組合青年部全国講習会	工業連携支援部
11/20	火	千葉県異業種交流融合化協議会 第2回 農業交流研究会	工業連携支援部
11/25	日	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業 対象：習志野市商店会連合会	商業連携支援部
11/30	金	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業 対象：佐倉市商店会連合会	商業連携支援部
■ その他			
11/ 7	水	組合士養成講習会④（会計・運営）	経営支援部
11/14	水	組合士養成講習会⑤（会計・制度）	経営支援部
11/21	水	組合士養成講習会⑥（運営）	経営支援部
11/28	水	平成30年度関東甲信越静岡ブロック中央会関係 最低賃金審議会委員連絡協議会	総務部 ☎043・306・3281



千葉県中小企業団体中央会

平成31年 中小企業団体千葉県新春交流会

平成31年1月25日（金）15:30～18:00

会場 ホテルニューオータニ幕張 千葉市美浜区ひび野2-120-3

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。つきましては、会員皆さまに多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで（Tel 043-306-3281）

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補 助 事 業 名	平成29年度連携組織活性化研究会			
対 象 組 合 等	流山工業団地協同組合			
	▼組合データ			
	理 事 長	菊地 憲悦	住 所	千葉県流山市西深井字大塚 1028 番 46
	設 立	昭和 61 年 6 月 19 日	業 種	製造業中心の異業種
	組 合 員	15社		
テ ー マ	経営力向上計画策定について			
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部（TEL 043-306-2427）			
専 門 家	安藤 孝（中小企業診断士）			

事業の概要

平成28年の経営強化法施行により、経営力向上計画の申請・認定制度が開始されました。流山工業団地協同組合でも、生産性向上と固定資産税などの減免、補助金の加算などを目的に経営力向上計画の認定を推進することを組合員企業に推奨することとしました。今回の事業は組合員の中で経営力向上計画認定を希望する組合員を支援すると共に、組合員企業の生産性向上を支援するものです。

経営力向上計画について

①経営力向上計画とは

経営力向上計画は中小企業・小規模事業者（以下中小企業）の生産性を向上するために、国や業界の目標・方針に沿った経営計画を企業が作成し、国が認定して、様々な支援策を講じ、企業経営を支援するものです。平成28年に従来の新事業活動促進法を改訂、新たな経営力向上計画と従来からの創業や経営革新などを統合して経営強化法が制定されました。

②基本方針と業種別指針

経営力向上計画はいわゆる経営

計画を策定するものですが、従来の経営革新計画が主に新規事業を中心とした計画であったのに対して、経営力向上計画は新規事業を含む本業の成長を支援するものです。経営強化法のスキームでは経営力向上計画を作成する上での基本方針及び業種別指針を国が設定しています。計画の策定に当たっては、定められた業種別指針に則った計画を作成することが必要です。平成29年6月時点で製造業、卸・小売、外食・中食など15業種で業種別指針が設定されています。例えば製造業の業種別指針では、製造業の現状認識・課題と共

に目標として①労働生産性②売上高経常利益率③付加価値額の3つが設定されて、そのうちのひとつを選択し、目標設定します。目標値もそれぞれに定められており、例えば労働生産性では、3年計画ではプラス1%となっています。また、業種別指針では、経営力向上計画の中に「実施事項」が定められています。実施事項は①自社の強みを直接支える項目②自社の強みを更に伸ばす項目があり、①の中にはイ 従業員等に関する事項、ロ 製品製造に関する事項、ハ 標準化・知的財産に関する事項、ニ 営業活動に関する事項があり、それぞれ2〜3の具体的実施事項が決められています。また、②の中にはホ 設備投資並びにロボット及びIT導入等に関する事項や省エネルギー推進に関する事項が定められ、これについても具体的事項が設定されています。

企業は経営力向上計画策定に当たり、企業規模に応じて①及び②から実施項目を選択する数が決められており、計画の中の実施事項として記述することが求められます。

③申請・認定手続き

申請手続きは、作成した経営力向上計画と幾つかの書類を封筒に入れて、提出しますが、提出先が事業分野によって異なるので注意が必要です。例えば製造業は一般には各地の経済産業局ですが、医薬品製造については厚生労働大臣宛となります。

④固定資産税等の減免

経営力向上計画認定のメリットは固定資産税等の減免です。やや複雑なので詳細な記述は省略しますが、固定資産税が3年間、半分になります。また、法人税についても、即時償却か又は取得価額の

10%の税額控除ができます（中小企業経営強化税制と言う）。経営力向上計画は生産性向上を目的としていますので、固定資産税の減免などを受けるためには、一定期間内に販売されたモデルで、生産効率、精度、エネルギー効率などが旧モデルに比べて平均1%以上向上していることが必要で、これらについては各業界の工業会等の証明書の提出が必要です。

研究会の進め方

①経営力向上計画説明、情報収集

今回の研究会では、手を挙げていただいた複数社について認定支援機関として千葉県中小企業団体中央会の支援を受け、経営力向上計画の認定を目指しました。

まず、経営力向上計画の概要について専門家から説明を受け、申請書の記載方法、申請方法、経営力強化税制の内容や制約条件などを理解しました。

申請書記載事項の中の現状認識の情報として、顧客、市場の動向などについて工業統計等の外部情報を収集して活用しました。

②原案の作成と内容検討

次に収集した情報をもとに、申

請書の原案を作成し、認定支援機関の専門家と検討を行いました。

申請書の項目「4③ 当社の経営状況」についてはローカルベンチマークの財務分析を活用しました。また、「5. 経営力向上目標」は業種別指針（製造業）の中から労働生産性を選定しました。3年後に労働生産性プラス1%を実現するための計画は、過去の決算書をもとに現状の労働生産性を計算し、3年後までの売上高、営業利益、人件費などを設定して算出しました。

③完成、申請、認定

その後、数回の修正を経て、申請書は完成しました。今回の研究会参加企業は設備投資による固定資産税減免等を目的としていますので、並行して工業会の証明書の取得手続きを行いました。参加企業のうち1社は型式番号が決まっていなかったため、申請書の項目「8. 経営力向上設備等の種類」は記載せず、型番が決定した後、修正申請することとして、申請しました。

④その他

今回研究会の企業は、平成29年10月～12月に申請手続きを行い、

平成30年1月までに認定を受けました。

経営力向上計画の活用

経営力向上計画は企業経営を計画的に行うための中期経営計画を作成するものです。先進諸国に比べて我が国の生産性の低さが言われており、特に中小企業の実績向上が国の目標ともなっています。経営強化法のスキームでは、生産性向上という国の目標を達成するために、計画の内容について、かなり具体的に方針や業種別指針を示し、その方向に主導しようとしています。一方で、多くの中小企業は中期経営計画を策定することなく、戦略的な経営をしてこなかったことも事実です。

経営力向上計画はこのような中小企業にとって経営計画を策定する絶好の機会になると考えられます。設備投資や省エネルギー投資といったハードによる生産性向上は重要ですが、製造業の指針が述べている人材育成、IT活用、財務・原価管理、知的財産、新製品開発などソフトな生産性向上策も合わせて実施していくことが重要です。

S社の事例

今回研究会に参加したS社の事例を紹介します。当社は鋳物製品の鋳型（中子）を製造している企業です。

経営力向上計画策定の目的は、新たな設備投資に関する固定資産税減免や法人税の税額控除ですが、一方で従来から積極的に業務改革を実践されており、今回の計画を業務改革の推進力の一環として考えています。具体的には経営力向上の実施事項として、通常は3項目のところ、6項目を指針の中から選定し、積極的な業務改革を目指しています。例えば多能工化のための人材育成、人材評価制度、業務の標準化・マニュアル化、生産管理のIT化、エコアクション認定などを実施事項としています。

これらのうち幾つかは既に着手されており、経営力向上計画を単に補助金加算の手段として捉えるのではなく、自社の戦略的経営の手段として活用されています。

（中小企業診断士 安藤 孝）

テーマ

後継者の育成／技術・技能の継承／人材確保・育成

組合が育てる「印刷会社の新入社員」

愛知県印刷工業組合

元理事長の業界発展への強い思いが賛同を呼び、新規事業立ち上げが実現した。組合員が事業利用のみならず、事業実施者としても関わることで、業界の次世代を担う人材育成への意識が高まるとともに、組合員間の結束が図られた。

背景と目的

費用や時間、人材等の余力がなく、個々では従業員教育の実施が難しい組合員の現状を鑑み、「組合が次世代の印刷業界を担う若者を育成し、業界全体のレベルアップを目指そう」と、助成金の利用が可能で、かつ社会人の基礎スキルのみならず、即戦力を目指す印刷業界独自の要素をも網羅した内容の新入社員研修を、組合が実施することを元理事長が提案した。

事業・活動の内容と手法

元理事長のリーダーシップのもとと委員会委員や役員が中心とな

り、社会人の基本行動と印刷業界としての基礎知識、技術等をあわせた研修カリキュラム作成に取り組んだ。事前に助成制度について情報収集し、時間数等適用条件の確認を行った上で、組合員、受講生ともに満足度の高い内容になるよう熟考を重ねた結果、コミュニケーションスキルの向上等の新しい社員教育、offset-JTを望む組合員の声を取り入れたカリキュラムが完成した。研修内容の充実として毎年の継続実施を重要視し、組合会館の利用や役員をはじめとした組合員に講師を依頼する等により、実施体制を見直してコスト削減を図った。研修開始に先立ち、活用可能な各種助成制度の説明会を実施して、研修参加希望の組合員に助成金申請へのアドバイスをを行い、理事会・委員会等の会議、機関誌の紙面等を利用して研修参加者を募った。組合員の採用人数は、毎年様々な事情に左右される

成果

充実した研修が助成を受けて受講できることから、組合員の利用が増え、研修を受けた従業員の働きぶりも高評価を受けている。また、業界で先駆けとなる取組みとして、他県印刷関連団体から情報や資料の提供を求められた。研修の講師や現場見学等の協力要請に対し、「自社技術をライバルに提供するのか」との声も当初聞かれたが、役員を中心に「組合が業界の若手を育てる」という雰囲気が生まれ、組合員の意識も向上した。

ため、予測がつかないが、研修対象を新入社員以外の従業員にも広げ、希望する講座を部分的に受講できる仕組みにし、PRすることで、参加希望人数の大幅な増減に備えた。新入社員研修開催後は、受講者の研修成果を組合員にフィードバックし、一方通行の研修にならないように工夫を行っている。

愛知県印刷工業組合

住所：〒461-001

愛知県名古屋市東区

泉一丁目20番12号

メディアージュ愛知

設立：昭和30年5月

出資金：1,593千円

電話：052-962-5771

URL：http://www.ai-in-ko.or.jp

業種：印刷業

組合員：210人



▲新入社員研修／講師及び参加者

組合Q&A

組合員が1人となった組合の存続について

Q II 中小企業等協同組合の組合員が1人となった場合は、中協法第62条に規定する解散事由には該当しないが、同法の目的(第1条)及びその目的達成のための組織並びに運営に関する諸規定の趣旨から当然に解散となるものと解するかどうか。

「A」 中小企業等協同組合は、組合員数がいわゆる法定数を下回ることになっても、当然には解散しない。

なぜならば、発起人の数(中協法第24条)、役員の定数の最低限度(同条35条)、持口数の最高限度(同法10条第3項本文)の面からみれば、組合員数は一見4人(連合会にあつては2組合)以上なければならぬようであるが、これは組合の存続要件ではなく、設立要件であつて、欠員の場合も十分に予想しているからである。

問題となるのは設例の場合のように組合員数が1人となった場合

であるが、現行法上においては、この場合にも組合は解散しないものと解する他はない。

因みに商法第94条第4号で「社員が1人ト為リタルコト」を合名会社の法定解散事由と定めているが、中協法においては、これを準用していないからである。

しかしながら、組合員が1人となった場合は組合は人的結合性は完全に失なわれ、法の目的に反する結果となるので立法論としてはこれを法定解散事由に加えるようにすることも考えるが、現行法上は中協法第106条によつて措置すべきであらう。

持分払戻方法を変更した場合の新定款の効力について

Q II 脱退者に対する持分を全額払戻す旨の定款規定を出資額限度に改めるための臨時総会が適法に開催され、議決が有効に成立し、当該事業年度にこの変更申請が認可された場合において、次の者に対する持分の払戻しに関する定款の適用については、各々次のように解釈するが適当か。

(1) 臨時総会で反対を唱え、容れられなかったため脱退を予告し

た組合員

自由脱退の場合は、脱退を予告した組合員といえども事業年度の終了日までは、組合員たる地位を失っていないし、組合に対する権利義務も他の組合員と同様に有しているのであるから、年度途中で変更のあった場合でも、変更後の定款によつて持分の払戻しを行うこととなる。

(2) 死亡等による法定脱退者

死亡等による法定脱退の場合は、組合員の意思にかかわらず法定された事由に該当するに至ったとき法律上の効果として直ちに脱退せざるを得ず、組合員たる地位及び権利を失うのであるから、持分の払戻しはその脱退の時点において効力を有していた定款に準拠すべきであると解する。

「A」 (1)、(2)ともに貴見のとおりである。

「中小企業組合質疑応答集(全国中小企業団体中央会編)より転載」

組合士検定にチャレンジ!!

○記述問題からの出題○

【問】 自由脱退の成立要件と予告期間を設けた趣旨について説明せよ。

《解答》 自由脱退は、組合員の意思表示のみにより成立し、組合の承諾を必要としないが、予告期間を設け事業年度末に脱退すると規定している。自由脱退を随時認めると脱退により組合財政が不安定になり、事業計画の遂行に支障を来すおそれがあるからである。



テーマ

製函機独自改良による小型薄物段ボール箱生産化の取り組み

柏市工業団地協同組合 会員企業

武田 紙器株式会社

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の策定支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のいきなりは？

当社は創業50年を超える段ボール紙器のメーカーで、大手企業と長年の取引をしている。強み

は企画・サンプル提案・設計・生産・アッセンブル・出荷まで自社一貫体制で行える点、多品種小ロットにも迅速に対応できる点である。

段ボールは、顧客企業の商品の大きさなどに合わせて製造する包装資材である。製造原価に占める原材料費が高く、付加価値を付けて同業他社と差別化することが難しい。また単価が低い割に製品が嵩張るために物流の運賃負担能力が低く、物流費がかかる遠隔地の顧客との取引が難しいため、顧客工場から100kmが商圏となる顧客立地型産業である。そのような中、当社は小ロットから量産までの設計・製造・物流までワンストップで顧客ニーズに対応している。当社にパッケージや販促品の企画提案を行うデザイン設計者が5人在籍していること、そして顧客ニーズを実現させるために、機械メーカーの技術者と連携し、製函機のカスタマイズや段ボール製造工程における様々な業務改善につながる機能や機構の独自開発することで、ワンストップ対応が可能となっているためである。

この度、さらなる経営の向上を図るために経営革新計画を申請しました。

テーマは？

『製函機独自改良による小型薄物段ボール箱生産化の取り組み』

2. 計画期間

▽平成28年8月～平成32年1月（4年計画）

新たな取り組みの特徴は？

●従来の問題点

近年、ネット・通信販売の普及によって小型商品が配送されるようになった。これに伴って、通信販売業者から小型薄物段ボールのニーズが非常に増加して来ている。小型薄物の段ボール箱を製函機で量産することは極めて難しかったため、現状では小型商品の場合、中型の段ボール箱に商品を入れて、緩衝剤を詰めて対応するケースが多くなっている。しかしながら箱の大きさによって輸送コストが大きく変わってくるため、また配送商品が小さくなってきたため、これまで主流であった中・大型段ボール箱に加えて、展開寸法320mmの小型箱、高さ40mmの低い箱など、これまで製造できなかった小型薄物箱の量産の依頼が来ていること、そしてB式ワンタッチ底（以下、B式）の段ボール

ル（A式の方が多く流通）で底貼5枚・厚さ25mmのもの、ニーズが増加している。このB式は、糊付けによって筒状になっており、通常の段ボールよりも簡単に組み立てることができるため、短納期が要求される通販業者などで採用されているものである。そのような中、当社をはじめ、業界全体として、上記のような小型薄物段ボール箱の製造は非常に難しく、機会損失に繋がってしまっているため、当社は新たな小型薄物箱対応の設備を導入する検討をしたが、既存設備の仕様では顧客のニーズに対応できないことから、当社独自のカスタマイズを行うことで顧客のニーズに対応して行くこととした。

●新たな取り組み

新たな製函機を当社独自の仕様にカスタマイズすることによって顧客ニーズに対応して行く。これは当社がこれまで多くの製品を製造してきたノウハウと、機械のカスタマイズについてのノウハウから社内的に十分可能であると判断した。取り組みは以下の通りである。

①曲がり矯正装置（搬送曲りの解消）

展開寸法1,300mmの中型箱まで生産できるように曲がり矯正装置機械（給紙後の曲がりを強制する装置）をカスタマイズし、曲がらずに工程間を搬送できるようにする。B式段ボールは、ベルトの速度の違いから搬送曲りが発生するため、これを解消する。

②ホットメルト装置による仮留め

枚葉矯正装置において、ノリで付着後、最後の圧着コンベア部までの間でノリが完全に乾かず矯正前の折り癖に戻ってしまうため、ホットメルト

装置（瞬間で乾く仮留め用のノリ）を装着し、仮留めを行うことで解決して行く。

③集積矯正装置の装着

小型薄物を製造する製函機には、集積矯正装置が装着されていないため、小型薄物向け機械で機能するようにする。また、本装置はA式タイプ向けであるため、B式にも対応できるようにする。

④圧着コンベア部の調整

圧着コンベア部に関して、最大で3枚分15mmの厚みまで対応できるのがベースとなっているが、今回5枚25mmに対応できるよう調整を行う。

⑤プリークの改良

ベルトを送る機構であるプリークを、小型箱向けに改良し、高さ40mmという低い箱が搬送できるようにする。また、サイズに応じてベルト部分を交換できるようにする。プリーク径を小さくすることによって、プリークの軸間を狭めることが可能となり、高さの低い（薄い）段ボールの搬送が可能となる。これまでの様に軸間が大きいと、順番に折りたたまれた薄物段ボールはプリークとプリークの軸間で搬送ができなくなってしまうことを改善するものである。

今後の事業展開は？

これまでは展開寸法320mmの小型箱や高さ40mmの薄物箱に対応できなかったため売上の機会損失が発生していたが、今回の取り組みによって売上の増加が見込める。今後、小型・薄物段ボール箱のニーズは宅配ボックスやドローン宅配の普及によって更に拡大するため、今回の取り組みは当社の強みの強化につながり、顧客の多様なニーズに

対応することができる。

この新たな事業を展開していく上で、業界的に難しい業務を当社が行えるということを広くPRしていくことが、当業界における差別化に繋がっていくことから、ホームページの改良による顧客への周知と既存顧客との取引深耕によって、当社の新たな取り組みを広く伝えていき、新たな売上の軸としていくものである。

社長さんの一言

当社は、お客様の要望に沿って様々な機械をカスタマイズし、小型薄物の箱の品質向上に努めて参りました。

また、アッセンブルに力を入れ、商品のセット作業をすることにより、お客様の手間を極力無くす事で、大変喜ばれております。

今後も製品の開発及び生産、アッセンブルの強化を従業員一丸となって頑張りたいと思います。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します ☎04333063282



企業プロフィール

- 【団体名】 柏市工業団地協同組合
- 【企業名】 武田紙器株式会社
- 【代表者】 武田 和大
- 【所在地】 柏市高田1116番地47
- 【電話番号】 04-7147-2101
- 【従業員数】 81名
- 【業種】 紙製容器製造業
- 【URL】 <https://takedashiki.co.jp/>
- 【承認年月日】 平成28年7月29日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成30年9月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不变」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不变」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は2から8に増加。「減少した」業種は11から4に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から5に減少。「減少した」業種は8から12に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は3から2に減少。「悪化した」業種は13から11に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は4から3に減少。「減少した」業種は6のまま変化なし。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から6に減少。「減少した」業種は8から13に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は6から2に減少。「悪化した」業種は12のまま変化なし。

製造業

しょう油・食用アミノ酸製造

【県内全域】

輸入小麦の政府売渡価格の改定があり、5銘柄の加重平均で1トン当たり、55,560円となり、2.2%の引上げとなった。

漬物製造

【県内全域】

人材不足のため、パート従業員の確保が難しくなっている。

酒類製造

【県内全域】

厳しい暑さが続いたので、日本酒の出荷量は前年同月比、前月比ともに減少となった。

製材

【県内全域】

台風の影響により、木材の不足が出てきた。

製材

【木更津】

アメリカ・カナダ及びロシアからの材木船の入港がないので、材木の保管数量は減少した。

電気鍍金

【県内全域】

前月は夏期休暇で稼働日が少なく、売上が落ち込んだが、今月は年度内2番目の売上高を計上した。

鉄工

【千葉】

受注環境は比較的良好で緩やかな景気拡大を見込んでいる。一部、

北海道胆振東部地震の影響を受けた企業もある。人員確保には引き続き苦労しており老朽代替投資に加え、省力化投資を行う企業が増えている。

機械部品製造

【野田】

暑さも一段落し、台風の影響も少なかったため、連休が多かったにもかかわらず前月比売上増となったが、前年同月比では休日数の増加によって稼働日数が減り、売上減となった。又、客先での人手不足が慢性的で、生産効率が悪く、外注に依存している客先が目立つ。

機械部品製造

【流山】

ガソリン価格の高値安定が続いており、製造コスト、原料コストに影響がある。

機械部品製造

【柏】

9月の稼働日数は8月に比べ、多いので、売上増加になっている。

金属製品

【船橋】

自然災害の影響により、受注が一時的に悪化した。

採石

【県内全域】

平成30年度は期待していたオリンピックの需要も期待していた程度もなく、厳しい状況になると思われる。又、国土交通省の南北線

の沈埋管建設事業について、翌年度に繰り越される等、非常に厳しくなっている。

■土砂採取

【県内全域】

オリンピック特需の需要地に取引先のあるメーカーは忙しく、他の地域ではそうでないといった地域がある。又、地域によって洗砂・山砂ともに回復基調にあり、その地域の一部では成田空港関連工事による山砂の需要が伸びている。

非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

【文具用品卸】 近年、主要販売先である小売店（＝専業文具店）が極端に減少。ネット販売業者やコンビニ、スーパー等に販売先が大きく変わり、納入価格が抑えられ利幅減少。又、ピッキング作業等、中小卸では人手による作業が多く、業容から機械化も難しく、人手不足の状況が続いている。

■食肉卸

【千葉・他】

作業員を募集しているが、応募者がなく、作業員の高齢化が進んでいる。

■青果卸売

【千葉】

自然災害等により、引き続き価格の高騰が続き、厳しい状況が続

いている。季節の変わり目で取扱う商材も変化してくるので、来月以降に期待したい。又、売上高については、単価高が続いているので、先月同様となっている。

■自動車解体

【県内全域】

鉄スクラップ価格が今月中旬に小幅な下落をしたが、下旬に上昇し、結果、今月の月初と同じになった。

■電器機器小売業

【県内全域】

エアコンの販売が急激に減少した。業界の目玉になる商品が無い現状では、景気は後退せざるを得ない。4K8Kテレビの放送が12月1日に決まり、チューナー付きのテレビも少しずつ発売になったが、売れ行きは芳しくない。

■青果小売

【千葉】

台風の影響が始めている。商品によつては高値となり、収益を圧迫している。今後も続く見通しである。

■中古車販売・仕入

【県内全域】

中古自動車の市場流通台数が減少し、仕入れ価格が上昇している。

■小売

【東金】

ファッション関連品は、暑さが続き動きが鈍かった。日用品関連は減少傾向が続いている。食品関

係は、野菜等の値上がり傾向、惣菜関係は例年並み。飲食関係は、若干伸びた。台風で営業時間等の短縮、客足低下が響いている。又、組合員の資金繰りが厳しい状況であるとともに、人手不足になってきている。

■小売

【野田】

消費者の節約志向が強い。客単価が上がらず、売上が伸びない。

■青果小売

【松戸】

景気は悪化している。野菜、果物の値段は相変わらず高値が続いている。

■小売・サービス

【柏】

天候不順が影響。雨、台風、残暑と全く良い条件が無く各業種とも苦戦を強いられた模様。何しろ来街者の少なさが感じられた9月であった。

■建設・揚重

【県内全域】

クレーンの稼働状況は良好であるが、諸材料の高騰やオペレーター不足に苦慮している。

■遊覧船

【鴨川】

売上は対前年比75%、乗船人員は対前年比77%、欠航日数3日であった。

■一般廃棄物処理

【千葉】

前月と変わらない状況であつた。

た。

■土木建築サービス

【県内全域】

9月の日銀短観は、貿易摩擦による輸出への懸念や原材料高、自然災害が逆風となり、3期連続の悪化で、企業の景況感に足踏みが鮮明になってきた。

■建設

【県内全域】

組合員による9月の県内公共工事の落札結果は、396件、13,376百万円となった。前月比△4,239百万円の減少、前年同月比△2,556百万円の減少となった。しかしながら、期中累計は1,498件、61,661百万円となり、前年度比では92件、5,963百万円の増加となり順調に推移している。

■貨物運送

【野田】

今年は高温に加え台風も多く上陸し物流への影響もかなり出てしまった。幸い野田地区では、大きな混乱なく済んだが、今後とも益々BCPの重要性を感じる。

■輸出入

【県内全域】

9月の売上は前月比で減少したが、前年同月比は大幅に増加した。

第70回中小企業団体 全国大会開催

全国中小企業団体中央会と京都府中小企業団体中央会は、9月12日（水）、「上七軒歌舞練場」及び「西陣織会館」（京都府京都市）において、第70回中小企業団体全国大会を開催した。

今大会は、「明治150年 歴史と文化、地域を支える中小企業が未来を拓く」をキャッチフレーズに、全国から中小企業団体の代表者等約2千名が参集した。わが国の中小企業、日本経済の復興とともに、組合の絆をさらに深め、組合等連携組織の復興を図るため、中小企業が直面する諸課題解決と今後の方向性について決議した。

▼中小企業団体全国大会：毎年一回、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展を目指している。また、商業、金融、税制、労働、工業及び総合の各分野別に専門委

員会を設置し、その時々の中小企業者の要望等を取りまとめ、その実現方に努めるとともに、中小企業者の意見が施策に反映されるよう努めています。

【大会内容】

祝辞

議事（議案審議・意見発表・決議）
表彰式（優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等）
大会宣言

【決議事項】

- 《Ⅰ. 経済の好循環を実感できる中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化》
1. 中小企業・小規模事業者対策の加速化
 2. 生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充
 3. 事業承継・後継者育成支援の拡充
 4. 中小企業組合・中央会等に対する支援の拡充
- 《Ⅱ. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充》
1. 官公需対策の強力な推進

2. 海外展開に対する支援の拡充
3. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援

《Ⅲ. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充》

1. 震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進
2. 福島復興・創生に向けたきめ細やかな対策の実施
3. 地域の防災・減災対策の強化と国土強靱化の推進

《Ⅳ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備》

1. 中小企業金融施策の拡充
2. 中小企業・組合税制の拡充
3. 中小製造業等の持続的発展の推進
4. 卸売・小売業、サービス業、流通・物流業に対する支援の拡充
5. 中小企業の実態に応じた独禁法の執行
6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進

なお、大会の席上、千葉県からは次の方々が表彰された。

【優良組合】▽千葉県税理士（協）代表理事「花嶋 実」
【組合功労者】▽山口 道博（千葉県自転車軽自動車商（協）代表理事）
【中央会優秀専従者】▽堀江 勇介 工業連携支援部 主幹



経営革新計画の策定支援について

～中小企業の皆さまの経営革新（新たな取り組み）を支援します～

本頁について、組合員の皆さまへ周知していただきますようお願い申し上げます。

千葉県中小企業団体中央会 経営支援部では、国等の中小企業施策を活用し、組合等連携組織に集う中小企業が“自社の課題”に挑戦する“高い志”を積極的に支援しております。

特に、「経営革新」による経営力強化、更なる成長への活路を見出すための事業化への取り組みに対しては、中小企業の新事業活動促進支援制度であります「経営革新計画（ビジネスプラン）」の策定による伴走支援を行っており、経営課題の整理や対応策の明確化、資金調達環境の整備等にお役立ていただいております。

お客様からのニーズや企業ごとの課題に対して、“強み”を活かして新たな事業を実施し、新規顧客を創造するため、そして競合と比較優位になり得る取り組みを行うために、サポートをさせて頂いております。本支援は、経営課題の解決に最適な専門家派遣を無料で活用できるなど（※1社3回まで無料）、組合員の経営力強化を図る上で大変有用な手段となっております。この機会にぜひご活用をお勧め申し上げます。

【お願い】経営革新に関するニーズを是非お知らせ下さい（下記の質問にお答えの上、FAXにてお送り下さい。お電話でのご連絡もお待ちしております）。

※貴社の情報及びご回答内容は本事業以外に利用することはありません。また、許可なく第三者に情報を公開することはありません。

＜経営革新ニーズ調査票＞ 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 行 FAX:043-227-0566

Q1. 貴社では、経営革新（新事業展開、新商品・新役務の開発・提供、設備投資による生産性向上、売上増のための独自の工夫・新たな試み等）に取り組む予定やお考えがありますか。

☐はい

☐いいえ

☐検討中

Q2. Q1. で『はい』とお答えした方にお聞き致します。新たな取り組みの内容は以下のどれに分類されますか。A～Dの中からお選びください（複数回答可）。

A. 新事業展開

B. 新商品・新役務の開発・提供

C. 設備投資

D. 業績向上に向けた自社独自の工夫等

Q3. Q1. で『検討中』とお答えした方にお聞きします。現行事業で抱えている問題点（現状と目標（あるべき姿）との差異）、或いは、その問題を解決するための課題は何ですか。

そうした問題や課題の解決策として、新たに実施したい事業アイデア等をお持ちですか。

①現在の問題点・課題

②上記①の解決策（新規顧客の創造・獲得に向けた取り組み）

※貴社の情報についてご記載ください。後日ご連絡させていただきます。

貴社名			所属組合	(業種:)
代表者名	フリガナ		記入者名	フリガナ
				(役職:)
ご連絡先	TEL		FAX	
メールアドレス				

◎問合せ 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 TEL) 043-306-3282 FAX) 043-227-0566

消費税の軽減税率制度が実施されます！

軽減税率制度ってなに？

実施時期はいつなの？ → 平成31年（2019年）10月1日
（消費税率引上げと同時に）

税率はどうなるの？ → 標準税率 10%（消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%）
軽減税率 8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%）

軽減税率の対象品目は何？ → ○酒類・外食を除く飲食料品
○週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

事業者の方の必要な対応事例

スーパー△△
軽減税率対象品目の売上げ・仕入れ（経費）の両方がある課税事業者
例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）

〇〇会社
軽減税率対象品目の仕入れ（経費）のみある課税事業者
例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

【必要な対応】

- ① 複数税率に対応した請求書等（区分記載請求書等）の交付
※ 必要に応じ、複数税率に対応したレジ等を導入・改修（軽減税率対策補助金制度あり）
- ② 売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理（区分経理）
- ③ 区分経理に基づき、申告時に税額計算

区分経理による請求書等の記載

これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）が必要です。

請求書

（株）〇〇御中

××年 11 月 2 日

割り箸 550 円

牛肉 ※① 5,400 円

.....

合計 43,600 円

（10%対象 22,000 円）

（8%対象 21,600 円）

※は軽減税率対象品目 ① （株）△△

総勘定元帳（売上げ） （株）△△

月	日	摘要	借方	貸方
11	2	（株）〇〇 雑貨		22,000
11	2	（株）〇〇 食料品 ※①		21,600

※は軽減税率対象品目 ①

総勘定元帳（仕入れ） （株）〇〇 ③

月	日	摘要	税区分	借方	貸方
11	2	（株）△△ 雑貨	10%	22,000	
11	2	（株）△△ 食料品	8%	21,600	

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載し、「※は軽減税率対象品目」などと表示
- ② 税率（10%、8%）ごとに合計した税込対価の額を記載
- ③ 帳簿は税区分欄を設け「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も可

軽減税率制度・軽減税率対策補助金に関するお問合せ

- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

専用ダイヤル 0570-030-456【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

消費税軽減税率制度



- 軽減税率対策補助金に関する最新の情報は、「軽減税率対策補助金事務局」のホームページ（www.kzt-hojo.jp）をご覧ください。
- 軽減税率対策補助金に関するご相談は、以下で受け付けております。

専用ダイヤル 0570-081-222【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）



オール千葉で
おもてなし!

東京2020オリンピック・パラリンピック

千葉県 都市ボランティア 募集!

県内5つのエリアで
3000人

「東京2020大会を成功させたい」という熱意をお持ちの方!
またとない自国でのオリンピック・パラリンピックに関わりたい方!
千葉ならではの「おもてなし」で、世界中のみなさんをお迎えしたい方!

※写真はイメージです。

東京2020組織委員会が募集する「大会ボランティア」とは異なります。

2018年12月10日(月)まで 応募受付中!

応募
方法

WEBで 応募期間内に募集特設サイトから申し込み <http://www.pref.chiba.lg.jp/volunteer2020/>

郵送で 所定の「応募用紙」を応募事務局へ送付

<応募事務局>
〒260-8667 住所記載不要
千葉県 県民生活・文化課内 都市ボランティア応募事務局
TEL043-223-4164 ※応募用紙の請求方法等問い合わせはこちらへ

都市ボランティアの活動内容

観光案内

交通案内

大会・競技概要
情報案内

応募条件 2002年4月1日以前に生まれた方 ほか

活動エリア

～希望する1つのエリアを選択して活動できます～

千葉会場エリア 1,700人 一宮会場エリア 150人

成田空港エリア 700人 成田市内エリア 300人

浦安市内エリア 150人

千葉県の東京2020に向けた
都市ボランティア募集特設サイト



千葉県 東京2020 都市ボランティア

検索

募集・運営：千葉県 千葉市 一宮町 成田市 浦安市

平成30年度 小規模企業共済制度及び 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)について

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

制度の特長

**1 経営者のための
退職金制度**

小規模企業の個人事業主(共同
経営者を含む)または会社等の
役員の方が廃業や退職後の生
活資金、事業再建資金をあらか
じめ準備しておく共済制度です。

**2 掛金は
全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済
等掛金控除」として、課税対象所得
から控除できます。

**3 受取時も
税制メリット**

共済金の受取は、一括の場
合は「退職所得扱い」、分割
の場合は「公的年金等の雑
所得扱い」です。

中小機構 TEL:050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済 **検索**
www.smrj.go.jp/skyosai

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

取引先の
倒産から会社を守る
制度です！

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産
し、売掛金債権等が回収困難になった場合
に、貸付けが受けられる共済制度です。「もし
も」のときの資金調達手段として当面の資金
繰り入れが期待できます。

中小企業倒産防止共済制度の特長

**1 掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円
まで貸付け**

**2 貸付条件は
無担保・無保証人**

**3 掛金は税法上
損金(法人)または
必要経費(個人事業)に**

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛
金総額の10倍に相当する額(最高8,000万
円)」のいずれか少ない額となります。償還期間
は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置
期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利
子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると
貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた
掛金総額から控除されます。

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内
(5千円単位)で自由に選べます。

中小機構 www.smrj.go.jp/kyosai TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

経営セーフティ共済 **検索**